

三重県公害事前審査要綱

第1条 この要綱は、工場又は事業場の新設又は増設に伴う公害（環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定するものをいう。）の防止に関し、知事が必要に応じ、三重県公害事前審査会に行わせる技術的審査（以下「事前審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条 事前審査の対象となる工場又は事業場（以下「工場等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場等の所在地を管轄する市町の長から事前審査の申請があったもの。
- (2) 知事が必要と認めたもの。

第3条 前条第1号に基づく申請は、事前審査申請書（第1号様式）により行うものとする。

第4条 知事は、必要に応じ、工場等を新設又は増設しようとする事業者（以下「事業者」という。）に対し、関係者の出席及び資料の提出を求めるものとする。

第5条 審査会は、事前審査結果答申書（第2号様式）により事前審査結果を知事に答申するものとする。

2 知事は、第2条第1号に基づく申請に係る事前審査が終了したときは、事前審査結果を申請市町長に通知するものとする。

3 審査結果は、知事が公表する。ただし、特許等に属する事項については公表しない。

第6条 前条第2項の通知を受けた市町長は、工場等の新設又は増設の可否を決定した場合は、その旨知事に報告するものとする。

2 市町長は、事業者と環境の保全に関する協定を締結するものとする。

3 協定締結事業者は、三重県環境基本条例第5条第5項後段の規定に基づき、協定の写しを添えて知事に報告するものとする。

附 則（抄）

この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

第1号様式

公害事前審査申請書

第 号
年 月 日

三重県知事 宛て

市町長

三重県公害事前審査要綱第3条の規定に基づき、下記の工場等の（新設、増設）に係る事前審査を申請します。

記

審査の対象となる	名 称	
工場又は事業場	所在地	
企業の概要	別記1のとおり	
新增設工場等の概要	別記2のとおり	
公害発生施設の概要	別記3のとおり	

(注) 工場等の名称は仮称でも良い。

担当部署	所属名	
	連絡先	

第2号様式

事前審査結果答申書

第 号
年 月 日

三重県知事 宛て

三重県公害事前審査会

年 月 日付けで諮問のあった に係る
事前審査について、下記のとおり答申します。

記

- 1 審査対象工場の名称および所在地
- 2 審査の結果
- 3 参考事項